

6 さいごに

パブリックスペースを活用する意義と 活用し続けることの必要性を考えてみましょう！



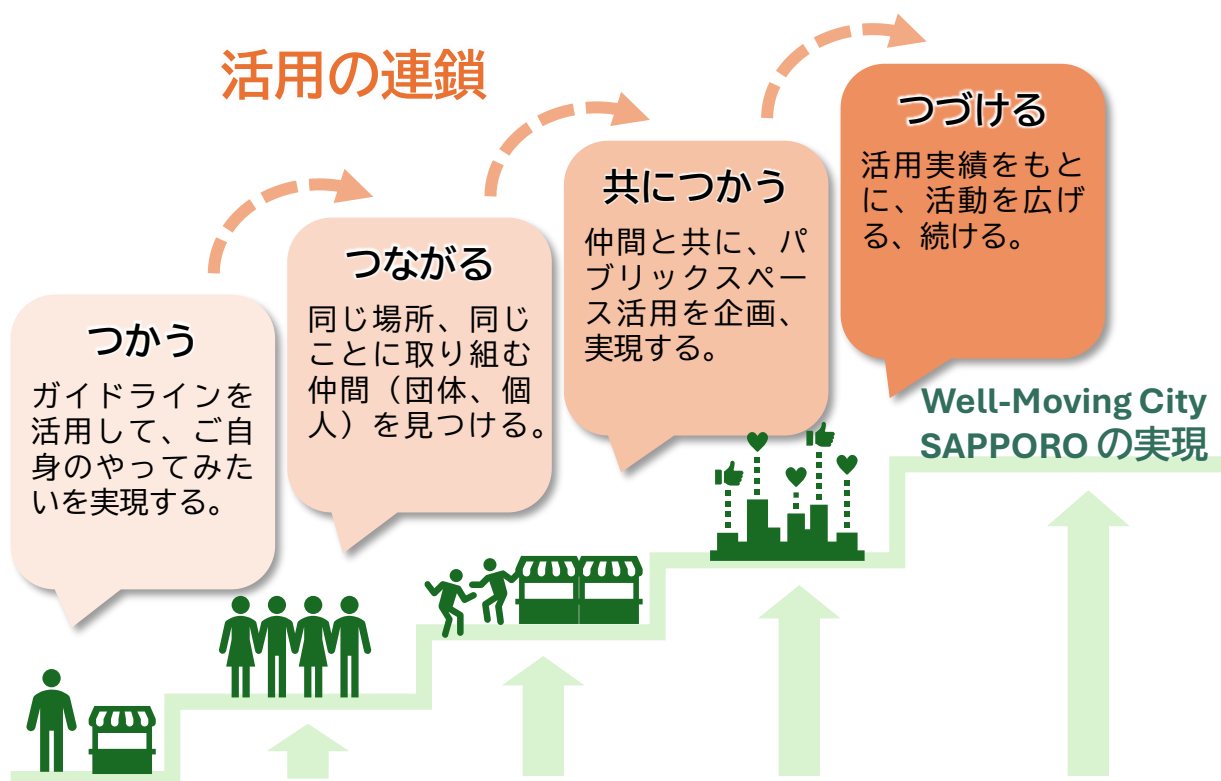
単にパブリックスペースを「つくる」だけではなく、まちの人たちの手で大切に「つかう」ことは、そのまちの魅力向上につながります。

札幌市の各地でパブリックスペースの「つかう」が広がり、都市空間全体の質的向上が図られることで、札幌市が、暮らす人も訪れる人も、いつでもどこでも誰もが心地よいと感じるまちになると考えています。

そのためには、各自で始める小さな「つかう」取組が連鎖して広がっていくことが必要です。

本ガイドラインを活用して、まずは、小さな「つかう」にぜひ挑戦していただきたいと思います。パブリックスペースの活用に挑戦したいという方は、ぜひ各窓口にお問い合わせください。

(パブリックスペースの活用の連鎖)



札幌市は、民間事業者や住民のパートナーとして、情報発信や場づくり（プラットフォーム）の支援など、皆さんの活動を支えます！

1 パブリックスペース活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

○公園の活用を支援する取組・制度

指定管理者制度（地方自治法）

①どのような制度なの？

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、**公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る**とともに、経費の節減を図ることを目的とした制度で、地方公共団体が公の施設の管理を他の団体に行わせることができる仕組みです。

札幌市では、従来、「管理委託制度」による運営が行われていた施設について、平成18年4月に「指定管理者制度」に移行しています。また、現在においても、民間の参入機会の拡大を図るという制度の趣旨等を踏まえ、原則公募によって、指定管理者の指定の手続きを行っています。

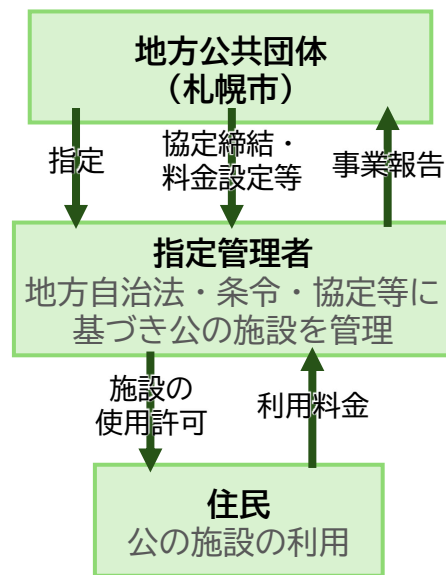
②札幌市における取組

札幌市内には、10ヘクタールを超えるような大規模な公園から、近隣住民を対象とした小さな公園まで、多種多様な公園・緑地が整備されています。

指定管理者制度の指定を受けた公園については、**広場や運動施設等、公園を構成するものに関して指定管理者が運営管理を行う**ことで、公園の快適かつ安全な利用が図られます。

また、指定管理者制度は指定期間（札幌市では5年）が定められており、更新が必要です。これにより、一定の期間毎に、施設の設置目的等に沿った形で最適な団体を指定することができます。

制度更新及び新規導入公園の選定結果については、札幌市のホームページでとりまとめを行っており、確認が可能です。



▲指定管理者制度の仕組み
(総務省資料をもとに作成)

公園名	主な公園施設
旭山記念公園	森の家、レストハウス、展望広場、噴水、森の散策路
五天山公園	パークゴルフ場、炊事広場、環境学習館、水車小屋、ホタルの小川
宮丘公園	芝生広場、遊戯広場、パークゴルフ場

▲令和7年度指定管理者制度更新公園（令和8年4月より管理業務開始）
（札幌市HPより）

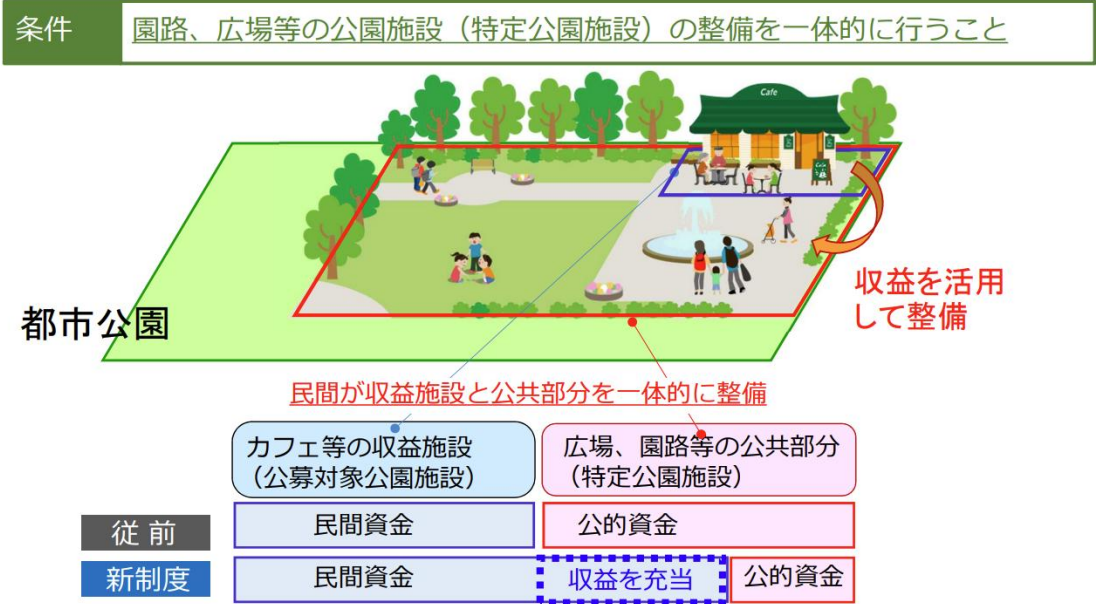
○公園の活用を支援する取組・制度

公募設置管理制度 通称：Park-PFI（都市公園法）

①どのような制度なの？

公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度です。

民間事業者が公園施設から得られる収益を活用して、公共部分（下図赤枠）を一体的に整備することで、公園利用者の利便向上や公園の周辺も含めたエリアの魅力向上が期待できます。また、民間事業者側にとっては、法律に基づく各種特例措置によって、公園という優れた立地環境を活かした長期的な戦略に基づく施設運営が可能になります。



▲Park-PFIの仕組み（出典：国土交通省）

②札幌市における取組

札幌市では、令和2年2月に定めた「主要公園の管理運営のあり方について」において、公園の魅力向上や持続的な管理運営を実現するための方法の1つとして、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用した官民連携推進事業に取り組むこととしています。

北区の百合が原公園では、百合が原公園交流施設「LiLiLi」が札幌市第1号のPark-PFIによる公園交流施設として整備され、令和7年10月にオープンしました。



▲LiLiLi

“豊かに生きる 街と人 知恵と知識が集う場所”（Living Life Library）を由来とし、今後の積雪寒冷地帯Park-PFIをけん引する公民連携拠点としての活躍が期待されます。

- 1 パブリックスペースの活用ガイドラインとは
- 2 パブリックスペースの活用イメージ
- 3 活用に必要な手続き
- 4 活動内容により必要な手続き
- 5 活用実践者の声
- 6 さいごに
- 付録

○道路の活用を支援する取組・制度

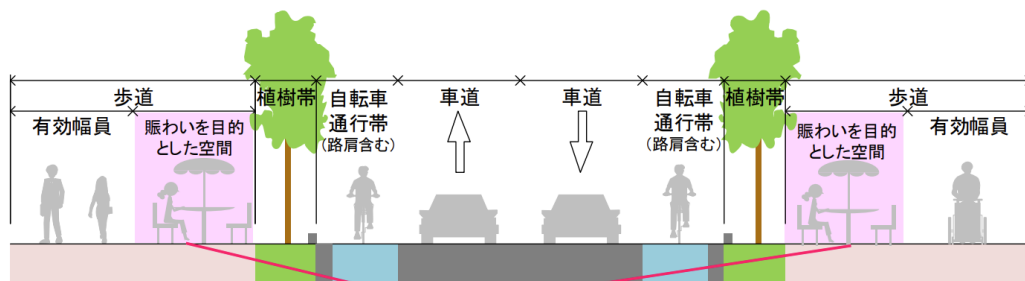
歩行者利便増進道路制度 通称：ほこみち制度（道路法）

①どのような制度なの？

賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度です。**歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）**は「**地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築**」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定します。

（ほこみちのメリット：道路構造）

道路管理者が歩道等の中に、**通行空間とは別に「歩行者の利便増進を図る空間」を定めることが可能**になります（下図）。



歩行者の利便増進を図る空間

▲道路構造のイメージ（出典：国土交通省）

（ほこみちのメリット：歩道の利活用）

指定を受けた道路では、「ほこみち」の目的をより効率的に達成するため、また民間事業者等による歩行者利便増進施設等の整備を認めていくため、**占用特例制度と公募占用制度が適用**されます。これは道路占用許可が柔軟に認められる仕組みであり、**例えばカフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなるなど、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能**になります。



▲道路占用のイメージ（出典：国土交通省）

②札幌市における取組（本郷商店街）

札幌市では、令和8年4月に、**本郷商店街が所在する本郷中央線を、市内第1号の「ほこみち」として指定**しました。

これにより、商店街を中心とした地域コミュニティによって**道路の柔軟な活用が可能**となり、商店街含めた地域が、さらに賑わい、活気づいていくことが期待されます。



▲本郷商店街

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

○お問合せ先一覧

	お問合せ先	電話番号	住所
全般	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	011-211-2545	中央区北1条西2丁目
Well-Moving	まちづくり政策局政策企画部政策推進担当課	011-211-2139	中央区北1条西2丁目
公開空地等	■高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、地区計画 ⇒まちづくり政策局都市計画部地域計画課	011-211-2545	中央区北1条西2丁目
	■総合設計制度 ⇒都市局建築指導部管理課	011-211-2859	中央区北1条西2丁目
公園	■大通公園、創成川公園、中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、手稲稲積公園、豊平川緑地（一部南区土木センター所管） ⇒建設局みどりの管理担当部みどりの管理課	011-211-2536	中央区南1条東1丁目5大通バスセンタービル
	■厚別公園 ⇒スポーツ局スポーツ部施設課	011-211-3045	中央区北2条西1丁目
	■芸術の森 ⇒市民文化局文化部文化振興課	011-211-2261	中央区北1条西2丁目
	■その他の公園 ⇒公園が所在する区の土木センター		
	・中央区土木部維持管理課	011-614-5800	中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル
	・北区土木部維持管理課	011-771-4211	北区太平12条2丁目1-7
	・東区土木部維持管理課	011-781-3521	東区北33条東18丁目1-6
	・白石区土木部維持管理課	011-864-8125	白石区本通14丁目南5-32
	・厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	厚別区厚別町下野幌45-39
	・豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	豊平区西岡3条1丁目8-20
	・清田区土木部維持管理課	011-888-2800	清田区平岡2条4丁目1-40
	・南区土木部維持管理課	011-581-3811	南区南31条西8丁目2-5
	・西区土木部維持管理課	011-667-3201	西区西野290-10
	・手稲区土木部維持管理課	011-681-4011	手稲区曙5条5丁目2-1
道路	■道路占用 ⇒道路が所在する区の土木センター		
	・中央区土木部維持管理課	011-614-5800	中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル
	・北区土木部維持管理課	011-771-4211	北区太平12条2丁目1-7
	・東区土木部維持管理課	011-781-3521	東区北33条東18丁目1-6

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付録

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付録

	お問合せ先	電話番号	住所
道路	・ 白石区土木部維持管理課	011-864-8125	白石区本通14丁目南5-32
	・ 厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	厚別区厚別町下野幌45-39
	・ 豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	豊平区西岡3条1丁目8-20
	・ 清田区土木部維持管理課	011-888-2800	清田区平岡2条4丁目1-40
	・ 南区土木部維持管理課	011-581-3811	南区南31条西8丁目2-5
	・ 西区土木部維持管理課	011-667-3201	西区西野290-10
	・ 手稲区土木部維持管理課	011-681-4011	手稲区曙5条5丁目2-1
	■道路使用 ⇒活用場所（道路）を管轄している警察署 ※管轄については道警HPをご覧ください		
	・ 中央警察署	011-242-0110	中央区北1条西5丁目4番地
	・ 東警察署	011-704-0110	東区北16条東1丁目3番15号
	・ 西警察署	011-666-0110	西区西野2条5丁目3番60号
	・ 南警察署	011-552-0110	中央区南29条西11丁目1番1号
	・ 北警察署	011-727-0110	北区北24条西8丁目2番20号
	・ 白石警察署	011-814-0110	白石区菊水3条5丁目4番2号
	・ 豊平警察署	011-813-0110	豊平区豊平7条13丁目1番15号
J R 駅 自 由 通 路	■JR手稲駅自由通路「あいくる」 ⇒手稲区市民部総務企画課	011-681-2427	手稲区前田1条11丁目
	■JR苗穂駅自由通路活用スペース ⇒東区市民部地域振興課	011-741-2429	東区北11条東7丁目1-1
	■JR白石駅自由通路活用スペース ⇒白石区市民部地域振興課	011-861-2422	白石区南郷通1丁目南8
条 例 広 場	■北3条広場（アカプラ） ■札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ） ⇒札幌駅前通まちづくり株式会社	011-211-6406	中央区北3条西3丁目1番地札幌駅前藤井ビル
	■厚別中央市民交流広場（ふれあい広場あつべつ） ⇒厚別区市民部地域振興課	011-895-2442	厚別区厚別中央1条5丁目3-2
	■清田区市民交流広場（区役所前広場） ⇒清田区市民部総務企画課	011-889-2006	清田区平岡1条1丁目2-1
飲 食	■営業許可 ⇒各区保健センター		
	・ 中央保健センター健康・子ども課	011-205-3356	中央区南3条西11丁目
	・ 北保健センター健康・子ども課	011-757-1183	北区北25条西6丁目
	・ 東保健センター健康・子ども課	011-711-3213	東区北10条東7丁目
	・ 白石保健センター健康・子ども課	011-862-1883	白石区南郷通1丁目南
	・ 厚別保健センター健康・子ども課	011-895-5921	厚別区厚別中央1条5丁目
	・ 豊平保健センター健康・子ども課	011-822-2478	豊平区平岸6条10丁目
	・ 清田保健センター健康・子ども課	011-889-2408	清田区平岡1条1丁目

	お問合せ先	電話番号	住所
飲食	・南保健センター健康・子ども課	011-581-5213	南区真駒内幸町1丁目
	・西保健センター健康・子ども課	011-621-4247	西区琴似2条7丁目
	・手稲保健センター健康・子ども課	011-688-8598	手稲区前田1条11丁目
防火	■防火安全対策に関する一般的な相談 ⇒消防局予防部予防課	011-215-2040	中央区南4条西10丁目
	■具体的な問合せ・届出等の相談 ⇒開催する区の消防署予防課		
	・中央消防署予防課	011-215-2120	中央区南4条西10丁目
	・北消防署予防課	011-737-2100	北区北24条西8丁目
	・東消防署予防課	011-781-2100	東区北24条東17丁目
	・白石消防署予防課	011-861-2100	白石区南郷通6丁目北
	・厚別消防署予防課	011-892-2100	厚別区厚別中央1条5丁目
	・豊平消防署予防課	011-852-2100	豊平区月寒東1条8丁目
	・清田消防署予防課	011-883-2100	清田区平岡1条1丁目
	・南消防署予防課	011-581-2100	南区真駒内上町5丁目
	・西消防署予防課	011-667-2100	西区発寒10条4丁目
	・手稲消防署予防課	011-681-2100	手稲区手稲本町2条5丁目
保険	■札幌市地域活動保険 ⇒市民文化局市民自治推進室市民自治推進課	011-211-2253	中央区北1条西2丁目
屋外広告物	■屋外広告物の表示・掲出 ⇒広告物が掲出される区の土木センター		
	・中央区土木部維持管理課	011-614-5800	中央区北12条西23丁目SDC北12条ビル
	・北区土木部維持管理課	011-771-4211	北区太平12条2丁目1-7
	・東区土木部維持管理課	011-781-3521	東区北33条東18丁目1-6
	・白石区土木部維持管理課	011-864-8125	白石区本通14丁目南5-32
	・厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	厚別区厚別町下野幌45-39
	・豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	豊平区西岡3条1丁目8-20
	・清田区土木部維持管理課	011-888-2800	清田区平岡2条4丁目1-40
	・南区土木部維持管理課	011-581-3811	南区南31条西8丁目2-5
	・西区土木部維持管理課	011-667-3201	西区西野290-10
	・手稲区土木部維持管理課	011-681-4011	手稲区曙5条5丁目2-1

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録



パブリックスペース活用ガイドライン

発 行 札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2545
FAX: 011-218-5113
E-Mail: chiikikeikaku@city.sapporo.jp

